



背景・目的

◆動物愛護管理法

- 平成25年9月に施行された改正法附則において、必要な措置を講じることとされており、調査・検討が必要
- 地震等の災害を想定したペット飼養者への適正飼養意識の醸成及び自治体の受入れ体制強化
- 都道府県等の収容施設に引き取られる犬及び猫の数は、平成26年度に約15.1万頭となっており、そのうち約10.1万頭が殺処分されている
- 改正法を受けて策定された動物愛護管理法の基本指針に基づき、犬・猫の引取り数の削減、殺処分数の更なる減少等を目指す

主な事業概要

- 動物適正飼養推進・基盤強化事業【132百万円(102百万円)】
- 動物収容・譲渡対策施設整備費補助事業【119百万円(95百万円)】

事業目的・概要等

期待される効果

- 改正法の附則に係る措置についての調査・検討の推進
- 災害発生時における避難所でのペット受入れに関するトラブルを軽減し、適正飼養を実現
- 施設の改善を図ることにより、適正飼養の啓発の場の確保による引取り数の減及び返還・譲渡機会の増大が図られ、殺処分数、殺処分数の減少を図ることができる

事業計画

イメージ

動物適正飼養推進・基盤強化事業

動物収容・譲渡対策施設整備費補助事業

動物愛護管理法附則等に基づく調査・検討等

- 基本指針のフォローアップ調査
- 幼齢の犬猫を親等から引き離す理想的な時期に関する調査
- 販売される犬猫へのマイクロチップ義務化に向けた調査等

災害を想定したペット飼養者への適正飼養意識の醸成及び自治体の受入れ体制強化推進事業（新規）

- 飼い主の適正飼養意識の向上、避難所等におけるペット飼育規定の充実
- モデル事業の実施及び結果評価
- 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の改訂・フォローアップ等



保管施設の新築・改築・改修（増額）

（動物保護の観点から十分な保管スペース、電気・給排水設備、冷暖房設備等が必要）

動物収容・譲渡施設の新築、改築、改修の事業に対して、補助金を交付

- 交付先：都道府県、政令市及び中核市
- 補助率：1/2以内

